雇児発 0330 第 12 号 社援発 0330 第 4 号 老発 0330 第 4 号 平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省雇用 · 児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の認可については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知します。

新 IΒ 障 第 8 9 0 号 障 第 8 9 0 号 社援第2618号 社援第2618号 老 発 第 7 9 4 号 老 発 第 7 9 4 号 児発第908号 児発第908号 平成12年12月1日 平成12年12月1日 都道府県知事 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 各 指定都市市長 殿 中核市市長 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長 厚生省児童家庭局長 社会福祉法人の認可について(通知) 社会福祉法人の認可について(通知)

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和 39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」と いう。)においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社」 会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行に「祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行による社 よる社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲|会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、 内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設|等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設 立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和3 9年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」とい う。)においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福 設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、

適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙第1 第5(5)を除いて地方自治法(昭和22年法律 第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中|第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中 核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せ|核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せ て通知いたします。

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業(略)

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を 有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け ていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社 会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以 外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合に は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記し なければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月 22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福 祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営 を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24 年4月1日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いと して差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9

適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙第1 第5(5)を除いて地方自治法(昭和22年法律 て通知いたします。

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業(略)

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を 有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け ていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社 会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以 外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合に は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記し なければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」 (平成12年8月 22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福 祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 小規模な障害者通所授産施設を設置する場合

これについては、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法 人に関する資産要件等について」(平成12年12月1日障第891号・社援 第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に 定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平

Я

月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8 日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局 長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

- ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の 用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社 会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を 受けているものである場合にあっては、100万円(この通知の発出の日以後 に新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現 金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として 有していなければならないこと。
- ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)

成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8 日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局 長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

- ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の 用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社 会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を 受けているものである場合にあっては、100万円(この通知の発出の日以後 に新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現 金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として 有していなければならないこと。
- ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)

新

は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

- エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。) (以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共 同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件 等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第08 30006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおり の取扱いとして差し支えないこと。
- カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。)にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。
- ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産と して差し支えないこと。

(2) • (3) (略)

- は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。
- エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業(以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- オ <u>地域・共同生活援助事業</u>の経営を目的として法人を設立する場合については、「<u>地域・共同生活援助事業</u>の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。)にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。
- ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産と して差し支えないこと。

(2)・(3) (略)

新

- 3 資産の管理 (略)
- 4 残余財産の帰属 (略)

第3 法人の組織運営

1~4 (略)

- 5 法人の組織運営に関する情報開示等
 - (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基準」という。)第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動計算書が、これに該当するものであること。

なお、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17 日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知の4(1)②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相

- 3 資産の管理 (略)
- 4 残余財産の帰属 (略)

第3 法人の組織運営

1~4 (略)

- 5 法人の組織運営に関する情報開示等
 - (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、 平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援 護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定 について」(以下「会計基準通知」という。)の別紙「社会福祉法人会計基準」(以 下「法人会計基準」という。)第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計 算書(同通知の4(1)②及び③の法人が法人会計基準によらずに会計処理を行う 場合並びに同④及び⑤により法人会計基準が適用されない施設について会計処理 を行う場合は、これに相当する書類)が、これに該当するものであること。

<u>また、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附</u> 属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

さらに、法人が公益事業又は収益事業を行っている場合には、これらの事業に 関する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に 関する監事の意見を記載した書面についても、法第44条第4項の規定に基づき

当する書類)が、これに該当するものであること。また、資金収支計算書に附属す る資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表につい ても、併せて開示することが望ましいこと。

6 その他 (略)

第4・第5 (略)

別紙 2

社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者「第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者 の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊 厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを 目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害児入所施設
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ハ) 障害者支援施設の経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人介護支援センターの経営
 - (ハ) 保育所の経営
 - (二) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ) 相談支援事業の経営
 - (へ) 移動支援事業の経営

閲覧に供しなければならないものであること。

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインター ネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、 法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表するこ とが望ましい。

6 その他 (略)

第4・第5 (略)

別紙 2

社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

- の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊 厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを 目的として、次の社会福祉事業を行う。
- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 身体障害者療護施設の経営
 - (ハ) 知的障害者更生施設の経営
 - (二) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人介護支援センターの経営
 - (ハ) 保育所の経営
 - (二) 精神障害者授産施設の経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (へ) 相談支援事業の経営
 - (ト) 移動支援事業の経営

新

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それでれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。
- (3)上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。 (目的)
 - 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇市(区町村)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及 び助成
 - (4) (1) から(3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業(指定都市社会福祉協議会に限る。)
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 居宅介護等事業の経営
 - (8) 身体障害者福祉センターの経営
 - (9) 福祉サービス利用援助事業
 - (10) 障害福祉サービス事業の経営
 - (11) 相談支援事業の経営
 - (12) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。 (目的)
 - 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

IE

(チ) 地域活動支援センターの経営

(リ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それでれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」 との趣旨に合致するものとすること。
- (3)上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。 (目的)
 - 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇市(区町村)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及 び助成
 - (4) (1) から(3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業(指定都市社会福祉協議会に限る。)
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 居宅介護等事業の経営
 - (8) 身体障害者福祉センターの経営
 - (9) 福祉サービス利用援助事業
 - (10) 障害福祉サービス事業の経営
 - (11) 相談支援事業の経営
 - (12) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。 (目的)
 - 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

新	IΒ
(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及	(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及
び助成	び助成
(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業	(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事	(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事
業の健全な発達を図るために必要な事業	業の健全な発達を図るために必要な事業
(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言	(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
(9) 共同募金事業への協力	(9) 共同募金事業への協力
(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施	(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
(11) 地域福祉権利擁護事業	(11) 地域福祉権利擁護事業
(12) 障害福祉サービス事業の経営	(12) 障害福祉サービス事業の経営
(13) 相談支援事業の経営	(13) 相談支援事業の経営
(14) その他本会の目的達成のため必要な事業	(14) その他本会の目的達成のため必要な事業
(名称)	(名称)
第二条~第十九条 (略)	第二条~第十九条 (略)
第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事	第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事
会において定める経理規程により処理する。	会において定める経理規程により処理する。
(備考)	(備考)
<u>法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成二十三</u>	法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成一二
年七月二十七日雇児発〇七二七第一号、社援発〇七二七第一号、老発〇七二七第一号)	年二月一七日社援第三一〇号)に準拠して定めること。
に準拠して定めること。	
なお、旧会計基準(経過的に平成26年度まで適用可)を適用する場合にあっては、「社	
会福祉法人会計基準の制定について」(平成一二年二月一七日社援第三一〇号)に準拠し	
<u>て定めること。</u>	
第二十一条~第二十七条 (略)	第二十一条~第二十七条 (略)